

総論

ITAKURA

第1章 計画の策定にあたって	
第1節 計画策定の目的	1
第2節 計画の位置づけと性格	1
第3節 計画の構成と期間	2
第2章 時代の潮流と板倉町への影響	
第1節 地方分権社会の到来	3
第2節 協働時代の到来	3
第3節 環境保全意識の高まり	4
第4節 自治体合併の取組	4
第5節 安全・安心の高まり	5
第3章 町の概況	
第1節 人口の推移	6
第2節 少子化の進展	7
第3節 本格的な高齢社会の進展	8
第4節 町の財政状況	9
第5節 産業別就業者数	10
第6節 まちづくりに関する町民の意向	11
第7節 町の発展経過	12

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の目的

本町は、2002年（平成13年）に第4次総合計画を策定し、「光と水とふれあいの学園都市・板倉」を将来都市像に掲げ、施策や事業を進めてきました。しかし、我が国では、世界でも経験したことのない少子高齢化とともに、人口減少社会を迎え、長びく経済状況の低迷の中にあって、国民意識は安全、安心、環境問題へと向けられています。このような社会経済情勢の変動にあわせ、国の制度もめまぐるしく変化していて、町民生活にも様々な影響を及ぼしています。

こうした社会経済情勢の変化を踏まえ、今後更に多様化するであろう、町民の生活様式や価値観、ニーズに応えられる施策を展開するためには、限られた予算（財政規模）の中で、町（民）にとって本当に必要なものは何か、町民とともに考え、進めていくことが大切です。将来を担う子どもたちをはじめ、町民すべてが住んでよかったと思えるまちづくりを実行していかなければなりません。

これからの地域づくりと行財政運営を総合的かつ計画的に進めていくためにも、これからの板倉町が目指すべき将来都市像を描くこと。そして、その実現に向けて進むべき方向を明らかにすることが重要です。

この第1次板倉町中期事業推進計画は、こうした時代の流れや板倉町の現状と課題を的確に捉えながら、これからの時代のニーズに対応したまちの姿を明らかにし、それを実現するために取り組む新しいまちづくりの指針として示すものです。

第2節 計画の位置づけと性格

この計画は、本町を取り巻く自然環境、社会経済情勢を認識し、中期的な展望に立った総合的かつ計画的な行政の運営を図るための指針となるものであり、広い視野と計画的視点に立ち、本町の将来都市像とまちづくりの目標を明確にし、その実現に向けた施策の方針や体系などを明らかにしたうえで、まちづくりを進めていくための計画です。

また、行政運営を総合的かつ計画的に進めるための最上位計画として、分野ごとの計画や施策は、この計画に基づいて策定し、実施されます。



第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本的な考え方」と「実施計画」で構成し、それぞれの内容と期間は次のように定めます。

1. 基本的な考え方

基本的な考え方は、長期的な展望に立ち、総合的で計画的なまちづくりを進めるため、本町の将来あるべき姿とまちづくりの方向を明らかにするとともに、その実現に向けた基本的な施策を定めるものです。計画期間は、平成24年度（2012年）を初年度とし、平成31年度（2019年）を目標とした8か年とします。

2. 実施計画

実施計画は、基本的な考え方で定める将来像の実現に向けて現状を認識したうえで、各施策を計画的に進めていくための具体的な計画とします。

実施計画は、前期計画と後期計画とに分け、前期計画については、平成24年度（2012年）から平成27年度（2015年）の4か年、後期計画は、平成28年度（2016年）から平成31年度（2019年）の4か年とし、後期計画においては、前期計画の進捗状況及び効果を検証し、策定します。

実施計画は、財政的な裏づけを行い、緊急性なども勘案しながら実施ベースの計画を明らかにするため、毎年度ごとに、各事業の評価と検証を行い、見直しを行っていくローリング方式により、事業の進行管理を行い、予算編成の指針とします。

平成24年度 (2012年度)	平成25年度 (2013年度)	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)
基本的な考え方 平成24年度～平成31年度(8年間)							
前期実施計画(4年間)				後期実施計画(4年間)			
実施計画(4年間計画)				「基本的な考え方」に掲げた主要施策・主要事業を計画的に推進するための事業計画であり、毎年度の予算編成の指針となるものです。			
実施計画(3年間計画)							
実施計画(2年間計画)							
実施計画(1年間計画)							
実施計画(4年間計画)							

第2章 時代の潮流と板倉町への影響

第1節 地方分権社会の到来

国の三位一体改革により、地方交付税や補助金、交付金などが削減される中、地方自治体の財政運営は、大変厳しいものとなっています。また、平成12年に施行された地方分権一括法により、国と地方自治体との関係を抜本的に見直し、地方自治体の特色を活かしたまちづくりを行うことができるよう制度が改正され、これまでの全国画一的で中央集権的な仕組みから、住民に身近な地方行政へ権限や財源をできる限り移し、地域の創意工夫による行政運営を推進する地方分権社会へと、移行されました。

また、平成19年には地方分権改革推進法が施行されるなど、地方分権の動きは今後も更に進展していくことが見込まれます。

「自己決定・自己責任」による地方分権型には、地域の実情やニーズに応じた個性的で特色あるまちづくりや安定した行政サービスが提供できる体制づくり、権限委譲に対応できる人材の育成や確保が必要とされます。また、NPOや地域コミュニティなど、多種多様な団体との協働のもと、地域経営の視点を持ちながら、町の発展を目指すことが求められています。町民が共有できるまちづくりビジョンを明確にしていくとともに、その達成に向けて、自立性のあるまちづくりを行う体制を構築することが必要です。

第2節 協働時代の到来

社会の成熟化、社会への貢献意識の高まり、価値観の多様化などによる住民ニーズの高度・多様化に的確に対応し、地域課題に対処した効率的なまちづくりを目指すためには、住民と行政が知恵と力を出し合い、良きパートナーとしての仕組みを構築していくことが不可欠です。こうした中、NPOや企業などが新たな担い手としての役割を果たしはじめ、町民が自ら考え、主体的にまちづくりに参加するための基本的なルールなどを定める※自治基本条例の制定や、町民と行政との協働による行政サービスの取り組みが数多くみられるようになりました。

今後は、だれもがまちづくりに参加しやすい環境づくりや参加のためのきっかけづくりを進めていくことが重要です。少子高齢化、人口減少社会の中で、地域で支えあう、地域を基盤としたコミュニティの形成が求められ、行政はその基盤づくりや連携体制づくりを担う必要があります。

※自治基本条例…住民自治に基づく自治体運営の基本原則を定めた条例



第3節 環境保全意識の高まり

人類の生活と発展を支えてきた様々な社会経済活動は、膨大なエネルギー資源の消費により、地球規模での環境問題を引き起こしています。地球環境を保全し、残された自然を次世代に引き継ぐためには、これまでの大量生産・大量消費・大量廃棄から、廃棄物の発生抑制（リデュース）・再使用（リユース）・再資源化（リサイクル）の取り組みを強化する持続可能な循環型社会への転換が必要です。地球環境問題は、人類共通の課題であり、経済産業活動から町民生活に至るあらゆる分野での対応が不可欠です。

本町の快適で潤いのある環境を更により良いものにしていくためには、ごみの減量化や分別の徹底をはじめとする生活様式の見直し、循環型社会の構築に向けて、地域ぐるみでの取り組みが必要です。

－板倉町のごみ処理－

	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年
可燃物 (t)	1,243	1,663	1,974	2,173	2,219	2,276	2,179
不燃物 (t)	83	129	121	108	108	102	93
焼却 (t)	13	26	6	0	0	0	0
埋立 (t)	53	72	34	32	28	42	35
資源回収 (t)	618	793	1,063	1,278	977	736	809
合計	2,010	2,683	3,198	3,591	3,332	3,156	3,116

第4節 自治体合併の取組

国が少子高齢化や人口減少等によるめまぐるしい社会経済情勢の変化等に対応するため、地方分権の担い手となる基礎自治体にふさわしい行財政基盤の確立を目的として、積極的に推進した「平成の大合併」も平成22年3月に合併特例法の適用期間が切れ、その幕を閉じました。この「平成の大合併」では、全国で3,232あった市町村が1,505減少し、1,727市町村となり約46%減少する結果となりました。また、群馬県内での合併の状況は、70市町村が半分の35市町村となっています。しかし、本町を含む館林市・邑楽郡の地域では、一部で合併の動きもありましたが、結果として合併をした市町はありませんでした。

このような状況のなか、本町では平成22年9月に合併に関する町民意識調査を実施しました。この結果、合併に賛成した人が46%と反対の19%を上回り、また合併の相手先としては、1市2町（館林市、明和町、板倉町）での合併が全体の約55%となりましたが、これに対する近隣市町の具体的な取り組みはなされていない状況です。

しかし、今後急速に進む少子高齢化による人口減少や長引く円高による国内経済の低迷等により、本町はもとより自治体の財政運営は大変厳しい状況になると推測されることから、市町村合併は行財政基盤の安定化を図るうえで、有効な手段と考えられます。今後は、館林市、明和町に対し機会をみながら対等合併を前提とした検討、研究の場など、将来に対しての話し合いの場の必要性を関係首長との会合の場を通して発言していくことが肝要です。また、相手市町からの協議などの要請があるときには、これを真摯に受け止め柔軟に応じていくことが必要です。議会においても合併対策特別委員会が設置されておりますので、町民意識調査の結果を踏まえ町がどのように行動すべきか、議会とともに協議を重ねていくことが必要です。

第5節 安全・安心の高まり

近年、予測を越えた集中豪雨などの風水害や大地震などの自然災害が発生し、住民の生命や財産が脅かされています。災害に強い安全で安心なまちづくりを行うには、災害発生時の応急復旧体制や災害対策の取り組みを進めるとともに、地域全体での更なる防災意識の高揚が望まれます。

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による福島第一原子力発電所の事故により、放射性物質が広範囲に飛散しました。放射性物質に含まれるセシウムの半減期はおよそ30年であり、長期間の警戒が必要です。

食に対する不安や、子どもや高齢者を狙った悪質商法などの犯罪の増加は、町民の不安を高めるものです。身近な犯罪に対しては、各地域での防犯体制の強化を図り、安全で安心なまちづくりに向けた体制の整備が極めて重要です。

医療面では、医師不足が深刻な状況にあり、関係機関と連携した地域医療対策が急務となっています。

－板倉町の災害協定－

協定名	締結先	締結年月日	備考
災害時相互応援に関する協定	新潟県板倉町	平成8年10月4日	H17上越市に合併、合併後も当初協定内容は継続
災害時における相互協力に関する覚書	代表 板倉郵便局(町内全局)	平成9年10月1日	
水道災害相互応援に関する協定	館林市、明和町、千代田町、大泉町及び邑楽町	平成9年10月6日	
水道配水管接続に関する覚書	館林市	平成13年5月1日	
災害時における民間建物の利用に関する協定	群馬板倉農業協同組合	平成13年10月1日	
災害時における民間建物の利用に関する協定	学校法人東洋大学	平成13年10月1日	
災害時における民間建物の利用に関する協定	東毛リゾート開発㈱	平成13年10月1日	アピタ館林店
災害時における民間建物の利用に関する協定	学校法人陽光学園	平成13年10月1日	ひまわり幼稚園
教育財産使用許可	群馬県立板倉高等学校	平成13年10月1日	
群馬県防災航空隊支援協定	群馬県	平成18年3月27日	
災害時における救援物資提供に関する協定	三国コカ・コーラボトリング(株)群馬支社	平成20年7月14日	
災害時における飲料水提供に関する協定	サントリーフーズ㈱ 関東甲信越支社	平成21年2月2日	
安全安心に係る放送協定	ケーブルテレビ㈱	平成21年6月25日	
災害時の情報交換に関する協定	国土交通省関東地方整備局	平成23年1月17日	
災害時における建築物等災害応急対策業務の応援に関する協定	㈱群馬県建設業協会 館林支部	平成23年2月15日	
非常時における飲料供給に関する覚書	ダイドードリンコ㈱	平成23年6月24日	
災害時における飲料水提供に関する協定	ダイドードリンコ㈱	平成24年2月2日	
災害時における飲料水提供に関する協定	㈱伊藤園	平成24年2月2日	

第3章 町の概況

第1節 人口の推移

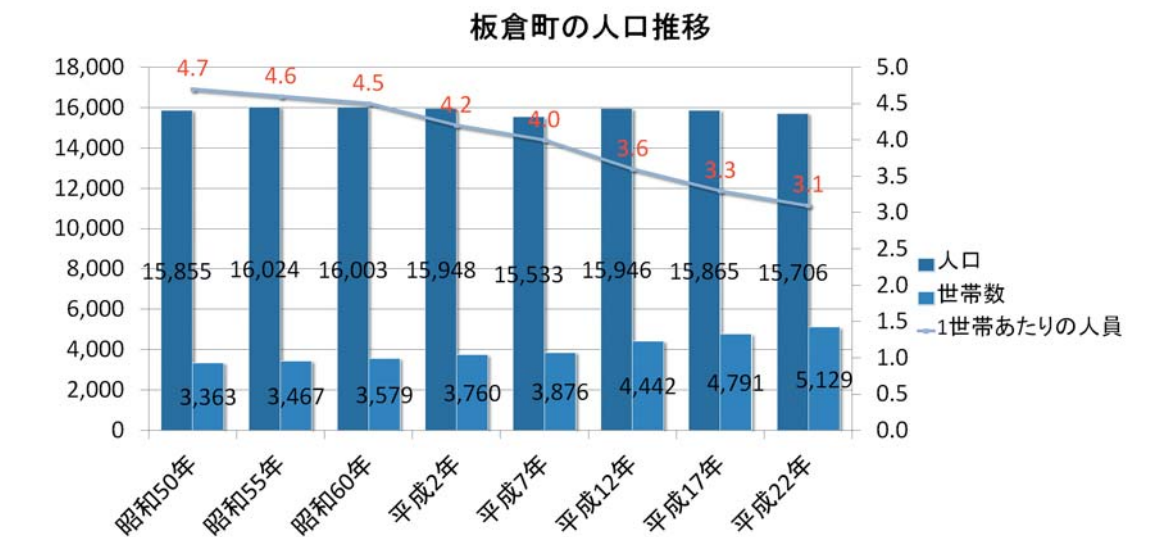
我が国の人口は、平成17年にピークに達し、その後、減少方向へと転じました。本町の人口も、昭和55年には16,024人、昭和60年に16,003人といずれも16,000人を超えていましたが、その後は徐々に減少傾向にあり、平成22年には15,706人となっています。板倉ニュータウン事業の推進や東洋大学生の定住による人口増加を予測していましたが、経済低迷の中、住宅分譲の遅れや国際地域学部の移転、加えて自然動態人口が減少に転じたことなどが、減少の大きな要因となっています。

世帯数を見ると、板倉ニュータウンの販売不振は続いているものの、昭和50年の3,363世帯から年々増加を続け、平成22年には、5,129世帯になり、35年間で1,766世帯の増加となっています。また、1世帯あたりの人員数については、板倉町においても、核家族化の進展による世帯員の減少が続いており、昭和50年には4.7人だったものが、平成22年には3.1人に減少しています。

－板倉町の人口推移－

	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
人口	15,855人	16,024人	16,003人	15,948人	15,533人	15,946人	15,865人	15,706人
世帯数	3,363世帯	3,467世帯	3,579世帯	3,760世帯	3,876世帯	4,442世帯	4,791世帯	5,129世帯
1世帯あたりの人員	4.7人	4.6人	4.5人	4.2人	4.0人	3.6人	3.3人	3.1人

資料：国勢調査



第2節 少子化の進展

我が国では、急速に少子高齢化が進行しており、総人口は平成16年12月の1億2,784万人をピークに人口減少時代に入りました。平成18年(2006年)の※合計特殊出生率は1.32であり、長期的に人口を維持できる水準とされている2.07を大きく下回っており、今後も少子化は続くものと見込まれています。これに起因する社会活動の停滞や地域の活力低下が危惧されています。

こうした中、本町における平成22年(2010年)の合計特殊出生率は、全国より低い1.27です。

※合計特殊出生率…15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性が平均して生涯何人子どもを生むのかを推計したものの

―板倉町の出生数及び合計特殊出生率の推移―

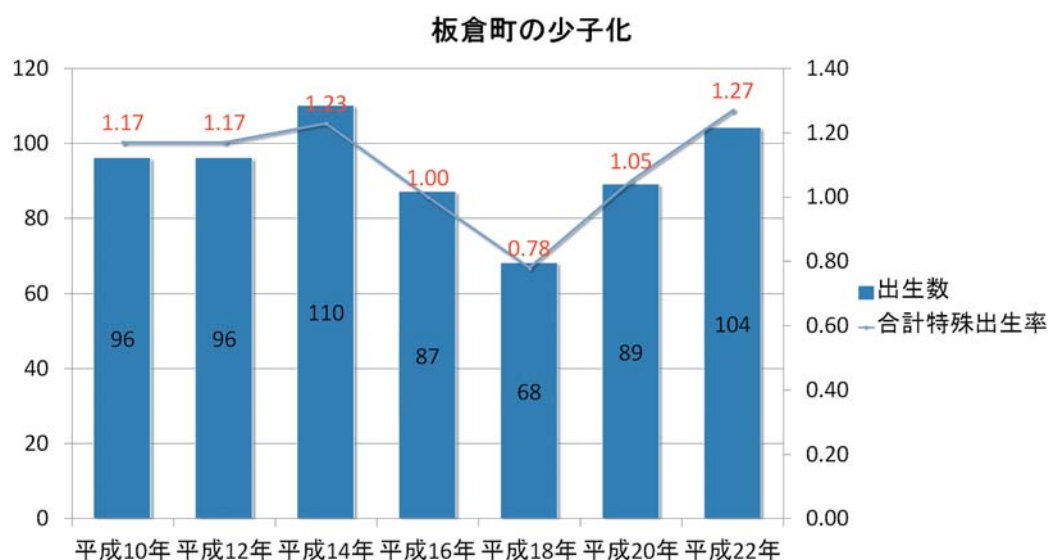
項目	年度	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年
出生数		96人	96人	110人	87人	68人	89人	104人
合計特殊出生率		1.17	1.17	1.23	1.00	0.78	1.05	1.27

資料：人口動態統計(群馬県)

―全国の出生数及び合計特殊出生率の推移―

項目	年度	平成10年	平成12年	平成14年	平成16年	平成18年	平成20年	平成22年
出生数		1,203,147人	1,190,547人	1,153,855人	1,110,721人	1,092,674人	1,091,156人	1,071,304人
合計特殊出生率		1.38	1.36	1.32	1.29	1.32	1.37	1.39

資料：人口動態統計(厚生労働省)



第3節 本格的な高齢社会の進展

我が国では、人口が減少する中において、※高齢化率は、平成10年(1998年)には16.2%でしたが、平成16年(2004年)には19.5%、平成22年(2010年)には23.0%、そして、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計によると、平成32年(2020年)には29.2%に達するものと見込まれています。こうした中、本町の高齢化率も平成22年(2010年)に23.5%と全国平均を上回り、今後も上昇し続けることが予測されます。

※高齢化率…65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合

―板倉町の高齢者人口の推移―

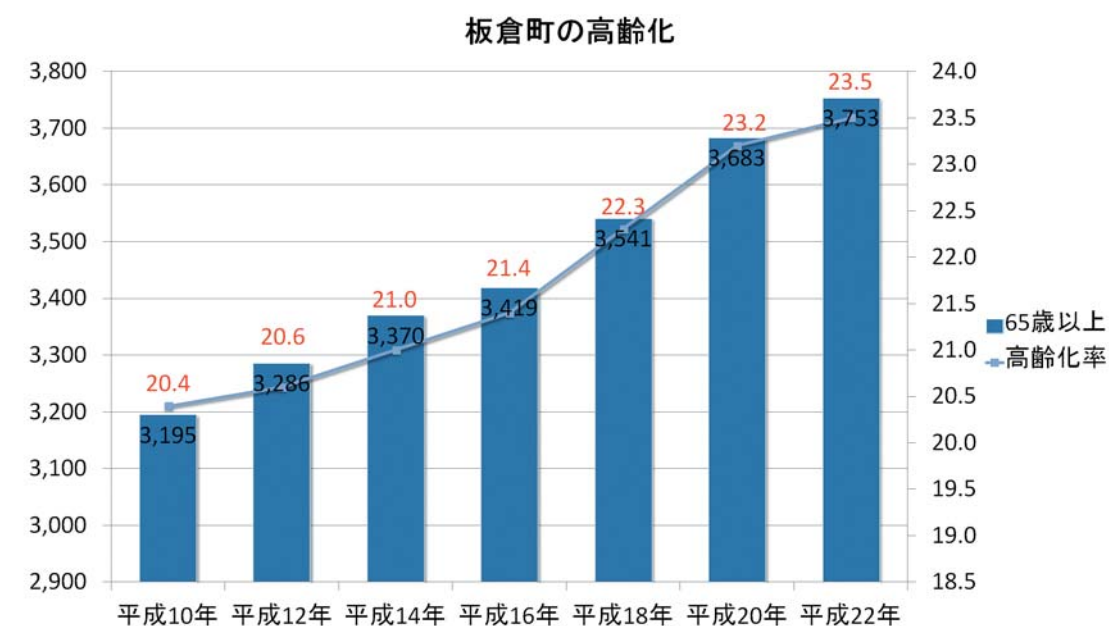
項目	年度	平成10年度	平成12年度	平成14年度	平成16年度	平成18年度	平成20年度	平成22年度
高齢者人口(65歳以上)		3,195人	3,286人	3,370人	3,419人	3,541人	3,683人	3,753人
高齢化率		20.4%	20.6%	21.0%	21.4%	22.3%	23.2%	23.5%

資料：群馬県年齢別人口統計調査

―全国の高齢者人口の推移―

項目	年度	平成10年度	平成12年度	平成14年度	平成16年度	平成18年度	平成20年度	平成22年度
高齢者人口(65歳以上)		2,051万人	2,196万人	2,363万人	2,488万人	2,660万人	2,822万人	2,948万人
高齢化率		16.2%	17.3%	18.5%	19.5%	20.8%	22.1%	23.0%

資料：人口推計(総務省)



第4節 町の財政状況

国内の経済状況は、長引く円高のため生産拠点を海外に移転する企業の増加により、国内産業の空洞化が進んでいます。また、雇用情勢も深刻な状況にあり、新卒者の就職内定率は、近年、低水準で推移しています。一方、海外では、欧州の債務危機発生や、長年世界経済を牽引してきた米国の財政状況の悪化など、将来を展望するうえで、不確定要因の発生が続いています。今後も加速する少子高齢化による就業人口の減少や、社会保障と税の一体改革による消費税率の引き上げによる実質個人消費の減少など、より厳しい経済状況が予想され、税収の減少などが危惧されるところです。

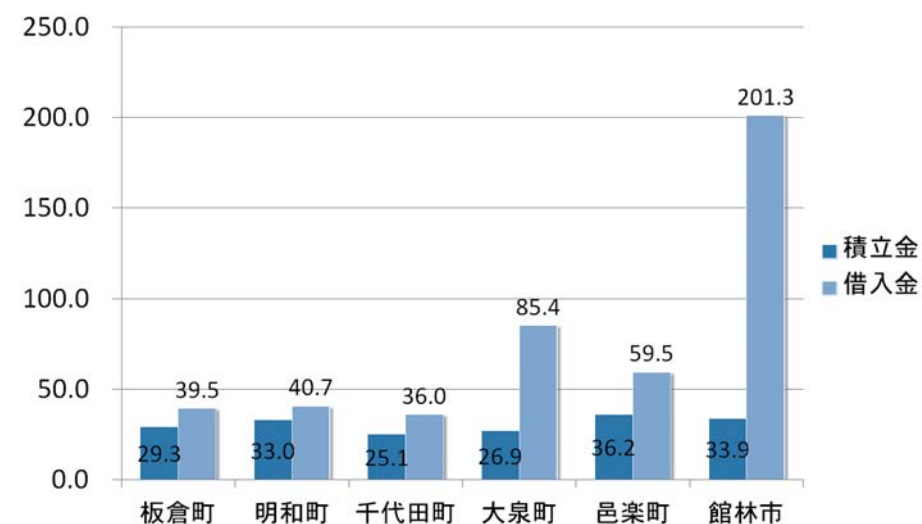
本町では、これまでも徹底した行財政改革に取り組んできましたが、今後も情報公開を徹底し、町民と行政が危機意識を共有したうえで、行政基盤の強化を図り、より簡素で効率的な行財政運営の実現を図ることが必要です。

―借入金残高の推移―

会計名	平成17年度末	平成18年度末	平成19年度末
一般会計	57億2,101万円	53億2,236万円	49億12万円
下水道事業特別会計	19億2,703万円	17億5,591万円	16億910万円
水道事業会計	8億4,823万円	8億3,527万円	8億2,053万円
合計	84億9,627万円	79億1,354万円	73億2,975万円

会計名	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
一般会計	44億7,080万円	41億5,896万円	39億5,092万円
下水道事業特別会計	14億8,595万円	13億9,609万円	13億853万円
水道事業会計	8億933万円	8億1,470万円	8億8,274万円
合計	67億6,608万円	63億6,975万円	61億4,219万円

―邑楽館林管内の借入金と積立金―



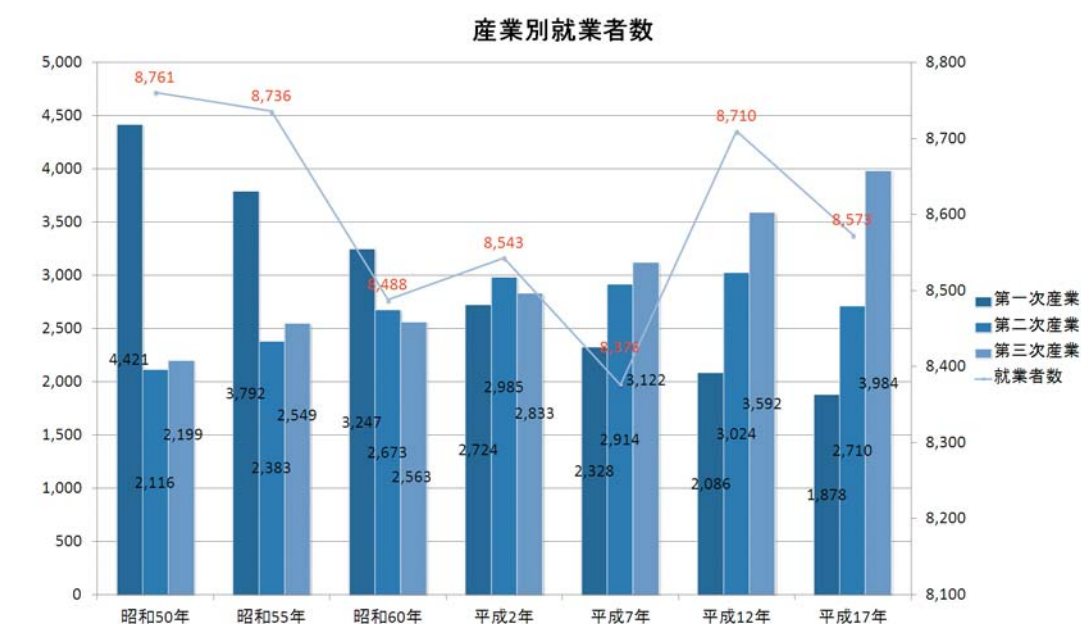
第5節 産業別就業者数

本町では、総人口の減少に伴い、就業者数も減少傾向にあります。昭和50年(1975年)に、8,761人だった就業者数は、平成17年には8,573人と188人の減少となりました。こうした中、農業など第一次産業の就業者数の減少は著しく、昭和50年には4,421人だった就業者数は平成17年には、1,878人と2,543人の減少。これに対し、工業などの第二次産業、サービス業などの第三次産業については、いずれも増加傾向にあり、第二次産業では昭和50年に就業者数2,116人が平成17年になると2,710人と594人の増加、第三次産業については、昭和50年には2,199人だった就業者数が平成17年には、3,984人と1,785人の増加がみられました。

―板倉町産業別就業者数の推移―

項目	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
第一次産業	4,421人	3,792人	3,247人	2,724人	2,328人	2,086人	1,878人
第二次産業	2,116人	2,383人	2,673人	2,985人	2,914人	3,024人	2,710人
第三次産業	2,199人	2,549人	2,563人	2,833人	3,122人	3,592人	3,984人
分類不能産業	25人	12人	5人	1人	12人	8人	1人
就業者数	8,761人	8,736人	8,488人	8,543人	8,376人	8,710人	8,573人

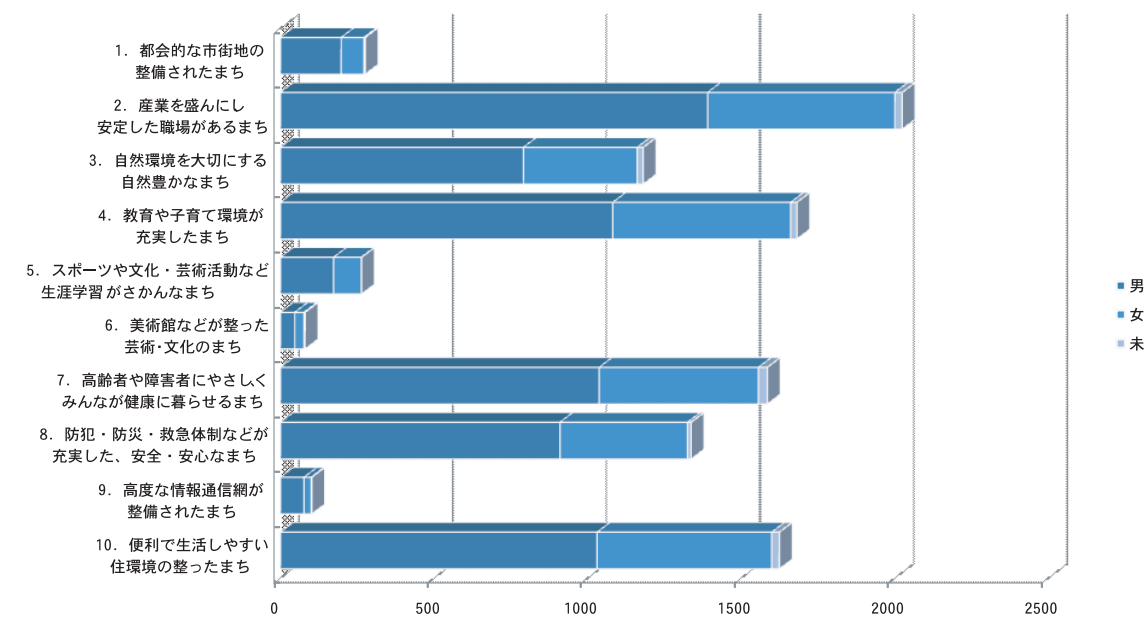
資料：国勢調査



第6節 まちづくりに関する町民の意向

平成22年度に実施した町民意識調査における「今後、板倉町はどのような方向の町を目指すべきだと思いますか？」の項目では、「農業や工業などの産業を盛んにし、安定した職場があるまち」(19.9%)と回答された割合が最も高く、次いで「子どもを安心して育てられる教育や子育て環境が充実したまち」(16.6%)、「通勤通学や買い物に便利で生活しやすい住環境の整ったまち」(16.0%)の結果となっています。

	男	女	性別未記入	合計	構成比
1. 都会的な市街地の整備されたまち	198	74	4	276	2.7
2. 産業を盛んにし、安定した職場があるまち	1,391	609	24	2,024	19.9
3. 自然環境を大切に自然豊かなまち	791	370	20	1,181	11.6
4. 教育や子育て環境が充実したまち	1,082	579	20	1,681	16.6
5. スポーツや文化・芸術活動など生涯学習が盛んなまち	173	90	1	264	2.6
6. 美術館などが整った芸術・文化のまち	47	30	3	80	0.8
7. 高齢者や障害者にやさしく、みんなが健康に暮らせるまち	1,038	518	29	1,585	15.6
8. 防犯・防災・救急体制などが充実した、安全・安心なまち	910	415	12	1,337	13.2
9. 高度な情報通信網が整備されたまち	77	23	2	102	1.0
10. 便利で生活しやすい住環境の整ったまち	1,031	568	25	1,624	16.0
合計	6,738	3,276	140	10,154	100.0



第7節 町の発展経過

本町は利根川と渡良瀬川に挟まれた三角地帯にあり、低湿地が広い面積を占めているため、昔からたびたび洪水・水害に見舞われ、水との闘いと克服の歴史を通して発展してきました。この間幾多の変遷を経て、昭和2年に邑楽東部第1排水機場が設置され、更に平成18年には邑楽東部第1・第2排水機場、平成23年には谷田川第1排水機場が改修されるなど、排水事業を中心に湿田の乾田化が進められ、県内屈指の穀倉地帯として今日の板倉町の基礎が築かれました。

昭和30年に4か村の合併により板倉町が誕生しましたが、農業立町を基本に稲作が板倉農業の主流を占め、肥よくな土壌と優れた営農技術により高い生産性をあげてきました。

しかし昭和40年代になると、ハウス栽培の普及により、稲作から施設園芸へと農業の主流が変わりました。昭和47年に開通した東北自動車道により、東京・京浜地区との時間距離は大幅に短縮され、米と並んで本町の主要農産物となったキュウリは出荷量全国一を誇るまでに急成長を遂げてきました。

また、同時に工業への志向性も高まり、昭和54年には板倉沼が埋め立てられ、現在の板倉工業団地が造成されるなど、農工商が一体となったまちづくりが進められてきました。

このような背景のもとで、昭和55年に「板倉町新総合計画(昭和55年～平成2年)」が策定され、新しいまちづくりのビジョンとして都市近郊型農業と商工業の発展で調和のとれたまち、希望にみちた活力あるまちづくりが進められました。

平成2年には、東洋大学の板倉町進出が決定し、東洋大学、東武日光線新駅設置を含む「緑・学・住・遊」が一体となった板倉ニュータウン建設事業が群馬県企業局を事業主体として進められることとなりました。「板倉町第3次総合計画(平成3年～平成12年)」は、このような状況の中、「文化のかおる活力あふれるまちづくり」を将来都市像に策定されました。

平成5年に板倉ニュータウン造成工事が着手され、平成9年には板倉東洋大前駅開業、そして東洋大学が開学し、翌平成10年に板倉ニュータウン街びらき式典が開催されました。

平成14年には「光と水とふれあいの学園都市・板倉」を将来像に定め、「板倉町第4次総合計画」を策定、本町の特性を生かした数多くの新規事業に取り組んできました。

しかし、全国的な人口減少や長びく日本経済低迷の影響により、板倉ニュータウン分譲地の販売は不振が続き、平成21年8月には、都市計画用途及び板倉ニュータウン地区地区計画の変更を行い、産業用地を造成、優良産業施設、商業施設の早期誘致を促進しています。

少子高齢化に伴う社会的課題、情報化の急速な進展、地球規模での環境問題など、今後も社会情勢が大きく変化する中、厳しい財政状況や地方分権を踏まえた対応が求められています。



第1次板倉町中期事業推進計画